

介護支援事業所 各位

御代田町地域包括支援センター

## 介護報酬改定に伴う報酬について

平素は介護保険事業につきまして、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月からの介護報酬改定による通所サービス（独自）の報酬および日割り計算の適用につきまして、下記のとおり算定いたします。

## 記

## 1. 通所サービス（独自）について

対象者	サービス利用回数	サービスコード	単位数
事業対象者・要支援1で週1回の利用	1月の中で5回以上のサービスを行った場合	A61111	1,672 単位
事業対象者・要支援2で週2回の利用	1月の中で9回以上のサービスを行った場合	A61121	3,428 単位
事業対象者・要支援1で週1回の利用	1月の中で4回までのサービスを行った場合	A61113	1回につき 384 単位
事業対象者・要支援2で週1～2回の利用	1月の中で8回までのサービスを行った場合	A61123	1回につき 395 単位

## 2. 日割り計算の適用について

対象者	サービスコード	単位数
事業対象者・要支援1	A61112	55 単位
事業対象者・要支援2	A61122	113 単位

- ①月途中で要介護から要支援となった場合。
- ②月途中で要支援等から要介護となった場合。
- ③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。
- ④要支援度等が変更になった場合。

※要支援2であった者が、訪問型サービス費（Ⅲ）を算定していた場合であって、月途中で支援1となった場合については、認定日以降は訪問型サービス費（Ⅱ）を算定する。

（出典：介護保険最新情報 Vol.944 令和3年3月19日）